

臼杵市長申立の実務マニュアル(臼杵市・臼杵市市民後見センター)

平成26年4月1日

◇臼杵市長申立の実務

- 市町村長申立て事務は、支援者や支援機関、関係者などからの発見・連絡・相談・要請によってスタートする。
- 想定されるのは以下の機関などであって、こうした支援者や支援機関との連携の上で、相談内容の特性に応じた相談支援体制の整備を行う。
 - ・ 親族、隣人、知人、民生委員など
 - ・ 日常生活自立支援事業や法人後見事業の実施機関である臼杵市社会福祉協議会・臼杵市市民後見センター、地域包括支援センター、居宅介護支援センター、介護支援専門員、障がい者相談支援機関、介護・福祉サービス提供事業者や社会福祉法人等の通所・入所関連施設など、
 - ・ 医療機関、保健関連機関など
 - ・ 行政機関など
 - ・ 当事者団体、NPO 法人など
 - ・ その他、金融機関、警察など
- 相談窓口の整備については、庁内、他の相談窓口の一体的運用や臼杵市市民後見センターの弁護士(所長)や司法書士(運営副委員長)、社会福祉士(主任専門員)等の専門職との連携もあわせて考慮しておくことが必要である。
- こうした支援者、支援機関は、成年後見制度の広報啓発の対象とすべきところでもある。
 - * 緊急を要する場合 ⇒ 老人福祉法等による措置の検討

◇事例検討

- 地域住民からの依頼や関係機関などからの相談内容について、対象者の状況把握、問題やニーズの明確化、緊急度の評価、成年後見制度の利用の適否や他の手法の導入の可能性などについて検討を行う。必要に応じて、市町村などの行政機関だけでなく地域のネットワークを構成するさまざまな関係機関が意見交換することも考えられよう。
- また本制度の利用が検討される場合、逼迫した困難な課題がある場合が多いことから、受任調整の関係上、臼杵市市民後見センターへ相談を行う。
- さらに、問題の内容や緊急性などにより後見開始の審判までの間に支援を必要とする事例については、なんらかの具体的な支援の検討が不可欠である。「審判前の保全処分」等)

◇調査と検討

- 成年後見制度を利用するという方向が明確になれば、申立てを目的として以下の観点について調査を行うこととなる。（別添申立書及び申立書付票の記載項目を参照）
- 対象者の実態把握については、老人福祉法第5条の4第2項及び知的障害者福祉法第9条第4項の規定により、市町村が通常の業務の中で把握している情報をもとに請求の必要性を判断する。

■老人福祉法第5条の4（福祉の措置の実施者）

（前項略）

2 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 老人の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 二 老人の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うこと。

- また、市町村長は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第21条の規定により精神障がい者の保護者となる場合がある。

■精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第21条

前条第2項各号の保護者がいないとき又はこれらの保護者がその義務を行うことができないときはその精神障害者の居住地を管轄する市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）、居住地がないか又は明らかでないときはその精神障害者の所在地を管轄する市町村長が保護者となる。

■同法第22条

保護者は、精神障害者（第22条の4第2項に規定する任意入院者及び病院又は診療所に入院しないで行われる精神障害の医療を継続して受けている者を除く。以下この項及び第3項において同じ。）に治療を受けさせ、及び精神障害者の財産上の利益を保護しなければならない。

- 2 保護者は、精神障害者の診断が正しく行われるよう医師に協力しなければならない。
- 3 保護者は、精神障害者に医療を受けさせるに当たっては、医師の指示に従わなければならない。

■各都道府県・指定都市・中核市老人福祉担当課（室）長宛厚生労働省老健局計画課長名事務連絡（平成12年7月3日付け）「老人福祉法第32条に基づく市町村長による法定後見の開始の審判等の請求及び「成年後見制度利用支援事業」に関するQ & Aについて」

Q1 法定後見の開始の審判等の請求を老人福祉法第32条に基づいて市町村長が行う場合、対象者となる者に係る情報をどのように把握するのか。

老人福祉法において、市町村長に法定後見の開始の審判等の請求権を認めた趣旨は、身寄りのない認知症高齢者など、親族等による法定後見の開始の審判等の請求が期待できない者についての法定後見制度の利用の支援を目的としたものである。

高齢者福祉サービスについては、介護保険法に基づくサービスの利用が基本であるが、高齢者の実態等、「老人の福祉に関し必要な実態の把握」については、引き続き住民に最も身近な自治体である市町村が行うこととされており（老人福祉法第5条の4第2項第1号）、高齢者の実態を最もよく把握している市町村が、通常の業務の中で把握している情報をもとに請求の必要性を判断することを想定しているものである。

（以下 略）

① 申立てに必要な理由の把握

○ 想定される主な申立ての理由は

- ・ 財産管理に関する法律行為の必要性
- ・ 身上監護（福祉サービス、生活や医療など）についての契約の必要性
- ・ 悪徳商法の被害など消費、経済的問題の予防・解決の必要性
- ・ 親族等からの虐待など権利侵害を防ぐ必要性（ただし、緊急を要する場合は、老人福祉法等による措置を検討）などがあるが、今後、制度の浸透につれて拡大していく可能性もある。

② 本人の判断能力

- 成年後見制度には「後見」、「保佐」、「補助」の三類型があり、最終的には家庭裁判所の審判によって決定されるものであるが、それぞれの類型の状態像をもとに本人の状態の目安を持つことが必要である。
- 「後見」は「精神上の障害に因り事理を弁識する能力を欠く常況に在る者」（民法第7条）とされ、判断能力がほとんどない状態で、日常の買い物も自分ではできない程度の状態である。
- 「保佐」は「精神上の障害に因り事理を弁識する能力が著しく不十分なる者」（民法第11条）であって、判断能力が著しく不十分な状態で、日常の買い物程度は一人ではできるが、不動産売買など重要な取引行為は困難な状態である。
- 「補助」は精神上の障害に因り事理を弁識する能力が不十分なる者」（民法第15条）で、判断能力が不十分な状態であって、重要な取引は可能だが一人では不安のある状態である。
- こうした判断能力など心身の状態については、医学上の判断のための医療機関による診断書が必要である。これは本人の精神の状況について医学的見地から判断をするものであるため、精神神経疾患に関連する診療科を標榜する医師によって診断書が作成されることが望ましい。しかし、それ以外の診療科であっても主治医等で本人の精神の状況に

通じている医師であれば可能である。(※かかりつけ医に依頼することが望ましい)

- 診断書の様式は、大分家庭裁判所の書式（ホームページからダウンロード可能または臼杵市市民後見センターに様式のエクセルあり）を使用する。記載内容については、参照書式を参考にする。

■各都道府県・指定都市・中核市老人福祉担当課（室）長宛厚生労働省老健局計画課長名事務連絡（平成12年7月3日付け）「老人福祉法第32条に基づく市町村長による法定後見の開始の審判等の請求及び「成年後見制度利用支援事業」に関するQ & Aについて」

Q3：法定後見の開始の審判等の請求を老人福祉法第32条に基づいて市町村長が行う場合、後見、保佐又は補助の3種類のいずれかについて請求を行うべきかをどのように判断すればいいの。

市町村長が老人福祉法第32条の規定に基づいて法定後見の開始の審判等の請求を行う場合に、本人のためにいずれの種類の請求（申立て）を行うべきかについては、民生委員や福祉関係者等本人の生活状況を把握しうる者からの情報に基づいて市町村長が判断することになる。なお、申立てにより開始された家庭裁判所の審理の過程において、本人の精神の状況の鑑定結果等に基づき、当初の申立ての趣旨(趣旨変更)を他の類型に変更する必要がある場合がある。

■診断書記載ガイドライン（最高裁判所事務総局家庭局）

1、2（省略）

3 判断能力判定についての意見（下記のいずれかをチェックするか、（意見）欄に記載する）

- 自己の財産を管理・処分することができない(後見類型相当)
- 自己の財産を管理・処分するには、常に援助が必要である。(保佐類型相当)
- 自己の財産を管理・処分するには、援助が必要な場合がある。(補助類型相当)
- 自己の財産を単独で管理・処分することができる。

（略）

③本人の資産状況の調査（把握可能な範囲）

- 申立てに要する諸経費（10～30万円程度）及び後見報酬を賄うことができるかどうかという点について、本人からのヒアリングや、本人の同意による預金通帳や証書類のコピー等の方法により調査する。
- この時点ではすべての収入及び資産を調査する必要はないが、財産状況に関するものの提出が求められることがある。
- 費用の予納や求償について「各類型申立て費用：収入印紙800円と2,600円、代理権付与収入印紙：800円、同意見付与収入印紙：800円、切手代3,070円(指定種類あり、家裁へ確認する)」

④ 親族調査（戸籍調査及び調整）

○ 市町村長申立ての際の親族調査の範囲については、平成17年7月29日付け厚生労働省通知によって、原則として「あらかじめ2親等以内の親族の有無の確認」と改められた。

○ 親族調査が行われるのは、申立てをする意思のある親族がいるかどうかを行政として確認するためである。従って、2親等内の親族がいるとしても、その親族に申立てをする意思がなければ、市長申立てを行うこととなる。

ガイドライン（判断能力判定）

○ 裁判所が本人の判断能力について判断するための参考となる意見を記載する。4項目のいずれかをチェックすることもできるし、その記載を参考に、個々の事案に応じた適宜の意見を記載することもできる。

「自己の財産を管理・処分することができない」とは、日常的に必要な買い物も自分ではできず、誰かに代わってやってもらう必要があるという程度（後見に相当する。）、
「自己の財産を管理・処分するには常に援助が必要である」とは、日常の買い物程度は単独でできるが、重要な財産行為（不動産・自動車の売り買いや自宅の増改築、金銭の貸し借り等）は、自分ではできないという程度（保佐に相当する。）、
「自己の財産を管理・処分するには、援助が必要な場合がある」とは、重要な財産行為（不動産・自動車の売り買いや自宅の増改築、金銭の貸し借り等）について、自分でできるかもしれないが、できるかどうか危ぐがある（本人の利益のためには、誰かに代わってやってもらった方がよい）という程度（補助に相当する。）である。

後見・保佐の申立てにおいては、本人の精神の状況について原則として鑑定をすることになるので、申立てに当たって提出される診断書は、いわば手掛かりの役目を果たすにとどまるものである。そこで、その場合には、必ずしもこのガイドラインによらない記載をすることでも足りる。また、任意後見の申立てにおいては、本人の判断能力が不十分な状態（著しく不十分又は判断能力を欠く場合を含む。）であることが分かれば、そのうちのどの程度に当たるかまで判断する必要がないため、そのような観点から意見を記載することで足りる。なお、いずれの場合においても、本人の判断能力の具体的な程度が明らかであれば事後の手の円滑な進行に役立つため、判断能力の具体的な程度を判断することができる場合には、それについても記載することが望まれる。

○ 2親等内の親族がいるとしても、当該親族が本人に虐待を加えているような場合には、その親族に連絡をする必要はなく、市町村長申立てを行うこととなる。なお、本人が家族等から虐待又は無視、介護放棄されている場合など緊急度の高い場合には、状況に応じ審判前の保全処分や事務管理など効果的な手段により対応することとなる。

* 緊急を要する場合 ⇒ 老人福祉法等による措置の検討

○ 親族の反対があったとしても、市長として本人の福祉を図る必要性があると判断するときは、市長申立てをすすめていくべきである。

○ 親族の意向を確認する方法のひとつとして、申立ての意思を確認する内容の照会状を送付す

ることが考えられる。しかし、送付したとしても回答されない場合も想定されることから、相当期間経過後にみなし決定を行うことが必要となる。

○ 配偶者や2親等内の親族の存在は確認できるが申立てを拒否している場合には、その状況を明示的に確認しておくことが必要となる場合がある。

■各都道府県・指定都市・中核市老人福祉担当課(室)長宛厚生労働省老健局計画課長名事務連絡(平成12年7月3日付け)「老人福祉法第32条に基づく市町村長による法定後見の開始の審判等の請求及び「成年後見制度利用支援事業」に関するQ&Aについて」

Q4 本人に4親等内の親族がある場合、法定後見の開始の審判等の請求を老人福祉法第32条に基づいて市町村長が行うことは制限されるのか。

Q2のとおり、4親等内の親族があっても音信不通の状況にあるなどの事情により、本人の保護を図るために審判の請求を行うことが必要な状況にありながら、親族等による法定後見の開始の審判等の請求を行うことを期待できない場合であって、かつ、こうした状況にある者について、介護保険サービスその他の高齢者福祉サービスの利用や、それに付随する財産の管理など日常生活上の支援が必要と判断される場合には、市町村長が老人福祉法第32条の規定に基づいて家庭裁判所に対する請求を行うことも考えられることから、4親等内の親族があることのみをもって一律に市町村長の請求権の行使が制限されるものではない。ただし、市町村長が請求を行うか否かを検討するに当たって、4親等内の親族がある場合には、当該親族との間で本人の保護のために必要な法的手続きについて調整する必要があることに留意されたい。

* 厚生労働省社会・援護局通達

平成17年7月29日障発第0729001号、障精発第0729001号、老計発第0729001号通知「「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」により、2親等以内の親族の有無を確認すればよい。

◇四親等の親族図

■民法第725条(親族の範囲)

左に掲げる者は、これを親族とする

- 1 6親等内の血族
- 2 配偶者
- 3 3親等内の姻族

■姻族は3親等までが親族(民法第725条3号)

⑤後見登記の有無の確認

- 既に登記されていないか、つまり既に後見等の開始の審判などがなされていないかなど、対象者の状況把握を目的とする。
- 既に任意後見登記がされている場合は任意後見契約が優先される。本人が自らの意思で任意後見人を選任していることを尊重する趣旨（自己決定権の尊重）からである。
その場合、本人の状況を踏まえて、任意後見受任者と協議を行い、任意後見監督人選任の申立てを行うか、特別な事情があるものとして法定後見の申立てを行うかを決定する。
- 大分法務局の窓口で請求する。東京法務局に対し郵送の場合は「登記されていないことの証明書」を請求する。（公用無料）返信用封筒を同封し郵送にて請求する。
他■請求先 東京法務局民事行政部後見登録課
〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第二合同庁舎 代表電話03-5213-1234 直通電話03-5213-1360 http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/static/i_seinen.html 参照

⑥ 成年後見人等候補者の検討

- 臼杵市の場合は基本的に臼杵市市民後見センター相談、依頼する。第三機関である審議会で受任調整会議を実施する。成年後見人等の選任は、裁判所の職務であり、申立人には成年後見人等の候補者を探して推薦する義務はない。しかし、實際上、申立時に候補者の有無を尋ねられる場合がある。候補者がいない場合、「裁判所において適切な後見人を選任していただきたい」旨、記載しておけばよい。弁護士もしくは司法書士、社会福祉士を希望する場合は、その旨記載しておけば、裁判所からの依頼にもとづきそれぞれの専門職の会から候補者が推薦される。
成年後見人等の候補者がいる場合は、申立書に候補者を記載することになっている。
成年後見人等に適任と思われる者がいれば、その者の意思を確認した上で候補者として記載する。
成年後見人等候補者を推薦した場合、家庭裁判所調査官は候補者に就任の意思を確認するなど、独自の調査を行なう。候補者の推薦があると、審判手続きが円滑に進むことになる。
申立人において候補者を立てても、それは家庭裁判所が成年後見人等を選任の際の一資料にすぎないから、家庭裁判所は、その候補者以外の者を選任することができる。

⑦ 市長申立の決定

- 臼杵市において、本人への援助をどこまで行政の役割と位置づけるべきか、また、援助の方法として成年後見制度をどこまで活用すべきかの判断が問題となる。市長申立て決定の判断に際しては、個々の事例により様々な問題があるが、客観性、公平性を担保しつつ、迅速で円滑な申立て決定が必要である。
- そのために、意思決定の明確化、申立事務の進捗状況の点検や検証などを目的とした申立てに関する臼杵市市民後見センター運営委員会又は審議会を開催し、検討を行う。また庁内での事前審査は、行政機関内の関係課により構成されるもの、事例の応じ、法律等の専門家などの第三者を加えた第三者委員会とするなどの多様な形態も検討する。その職務内容も申立事務だけを対象とするのではなく、対象者の個別状況に応じた多様な援助方法も併せて検討する。

⑧ 申立てに必要な書類

- 本人の住所地を管轄する家庭裁判所に「後見開始等の申立て」を行う。
- 施設入所中など現住地と居住地（住所）が異なる場合の申立てについては下記のQ&A が参考となる。
- 申立てに必要な書類等は、大分家庭裁判所の書式（ホームページ参照）を使用する

(1)必要な書類・部数・留意事項・費用

- ・ 後見等開始申立てに関する照会書（市町村長申立て用）1通
- ・ 保佐・補助の場合の代理権・同意権付与申立書及び行為目録：1通
- ・ 本人に関する照会書 1通 -
- ・ 親族関係図 1通 判明している範囲内で記入する -
- ・ 財産目録及び収支予定表 1通 判明している範囲内で記入する -
- ・ 申立手数料
 収入印紙：申立て（事件）ごとに必要 800円
 登記手数料：登記時に必要 2,600円
 郵便切手（3070円：2円×5枚・10円×10枚・20円×2枚・50円×2枚・82円×10枚・500円×4枚）
 裁判所から関係人への連絡に使用。後に追加又は返却あり、（時々変更があり事前に家庭裁判所に確認する）
- ・ 本人の戸籍謄本、戸籍附票 各1通
 通常は、本人以外の者が申立てる場合は、申立人の戸籍謄本も必要であるが、市町村長申立ての場合は不要、公用のため無料
- ・ 本人の登記されていないことの証明書1通：大分法務局：公用のため無料
 （または、登記されていないことの証明書申請書を、返信用封筒を同封し、東京法務局民事行政部後見登録課へ郵送し、請求する）
- ・ 診断書 1通
- ・ 陳述書 1通
- 事案によっては、家庭裁判所からこのほかの資料の提出が求められることがある。
- 大分家庭裁判所から市町村の担当者に対する申立て時における事情聴取は行われる。

■支援費制度Q&A集（平成15年1月）厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課支援費制度施行準備室

（Q5）成年後見制度を利用するために、親族のいない施設入所者について、市町村長が当該制度の利用に係る申立てを行なう場合、申立てを行なう市町村長は「当該利用者の援護

の実施者である市町村長」であると理解してよいのか。その場合、申込先となる家庭裁判所は、施設所在地を管轄する家庭裁判所でありか。

問のような状況において成年後見制度を利用するための申立てを行なう場合、その主体には、本人の状況を最も把握していることが必要であると考えられることから、当該援護の実施者である市町村長が申立てを行なうことが妥当であると考えられる。
なお、申立先となる家庭裁判所は、施設所在地を管轄する家庭裁判所となる。

(2) 申立て費用の支払い

○ 申立て費用については申立人である市町村長が負担することになるため、市町村は予算措置を適切に行うことが必要である。ただし、裁判所は事情により費用（戸籍、登記事項証明書等の取り寄せ費用、診断書の作成手数料等をのぞく）の全部又は一部を本人の負担とすることができる。

○ 具体的にどのような事案で費用の本人負担を命ずるかは当該事件の裁判官の裁量に委ねられているが、本人の収入・資産状況が考慮されるものと考えられる。

○ 本人に資力があり、申立て費用を本人に求償することが適当と考えられる場合は、申立書とともに家庭裁判所の裁判官あてに、「上記事件について、手続き費用を本人の負担とすることを求めます。」と記載した費用負担命令の上申書を提出する。

■家事事件手続法 第28条（手続費用の負担）

手続費用（家事審判に関する手続の費用（以下「審判費用」という。）及び家事調停に関する手続の費用（以下「調停費用」という。）をいう。以下同じ。）は、各自の負担とする。

2 裁判所は、事情により、前項の規定によれば当事者及び利害関係参加人（第四十二条第七項に規定する利害関係参加人をいう。第一号において同じ。）がそれぞれ負担すべき手続費用の全部又は一部を、その負担すべき者以外の者であって次に掲げるものに負担させることができる。

- 一 当事者又は利害関係参加人
 - 二 前号に掲げる者以外の審判を受ける者となるべき者
 - 三 前号に掲げる者に準ずる者であって、その裁判により直接に利益を受けるもの
- 3 前二項の規定によれば検察官が負担すべき手続費用は、国庫の負担とする。

○ 平成24年の後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件のうち、鑑定を実施したものは、全体の約10.7%であった。鑑定の費用については、5万円以下のものが68.9%を占め、次いで5万円超～10万円以下が29.7%となっており、10万円以下で鑑定を行ったものが全体の約98.6%を占めている（平成24年「成年後見関係事件の概要」最高裁判所事務総局家庭局）。

○ 介護保険サービス、障がい者福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用を支援する

「成年後見制度利用支援事業」は、介護保険法に基づく「地域支援事業」と、障害者総合支援法に基づく「地域生活支援事業」として実施されている。

(3) 審判前の保全処分等

○ 本人の財産が侵害されている、またはそのおそれがある時など緊急の対応が必要な場合は、申立ての段階で家庭裁判所に相談のうえ、「審判前の保全処分」の活用を検討することが考えられる。

この「審判前の保全処分」は、家庭裁判所から命じられる暫定的処分であり、正式に成年後見人等が選任されるまでの仮の対応である。

■家事事件手続法第105条(審判前の保全処分)

本案の家事審判事件(家事審判事件に係る事項について家事調停の申立てがあつた場合にあつては、その家事調停事件)が係

属する家庭裁判所は、この法律の定めるところにより、仮差押え、仮処分、財産の管理者の選任その他の必要な保全処分を命

ずる審判をすることができる。(以下略)

○ したがって、申立てを行った案件が認められるというはっきりとした見通し(「蓋然性」)のもとに、審判の確定を待っている本人の財産の保全やその監護が図れないという必要性がある場合に認められる。

○ 実際には、保全処分を申立てすべき問題かどうか、など迅速に判断する必要があるが、問題によって専門家の助言を求めた方がいい場合もある。

○ 保全処分の例としては、①財産管理者の選任、②事件の関係人に対する本人の生活、療養看護若しくは財産の管理に関する事項の指示、③後見命令、④保佐命令、⑤補助命令、がある。

①財産管理者の選任、又は②事件の関係人に対する本人の生活、療養看護若しくは財産の管理に関する事項の指示は、本人の財産保全や身上監護について必要性、緊急性のある場合に認められる。

②の保全処分によって選任された財産管理者は、原則として民法第103条の所定の行為について代理権を持つ(家事事件手続法第126条第1項、民法第28条)。なお後述の後見命令等が発せられない限り登記はされないもので、権限を証するものは選任審判書しかない。

審判の主文例

「本人についての後見開始の審判の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、本人の財

産の管理者として住所〇〇県〇〇市〇〇町×丁目×番×号〇〇〇〇を選任する」

■家事事件手続法 第126条(後見開始の審判事件を本案とする保全処分)

家庭裁判所(第百五条第二項の場合にあつては、高等裁判所。以下この条及び次条において同じ。)は、後見開始の申立てがあつた場合において、成年被後見人となるべき者の生活、療養看護又は財産の管理のため必要があるときは、申立てにより又は職権で、担保を立てさせないで、後見開始の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、財産の管理者を選任し、又は事件の関係人に対し、成年被後見人となるべき者の生活、療養看護若しくは財産の管理に関する事項を指示することができる。

8 前条第1項から第6項までの規定及び民法第27条 から第29条 まで(同法第27条第2項を除く。)の規定は、第1項の財産の管理者について準用する。(以下略)

■家事事件手続法 第134条（保佐開始の審判事件を本案とする保全処分）

保佐開始の審判事件を本案とする保全処分については、第二百二十六条第一項の規定を準用する。

■家事事件手続法 第143条（補助開始の審判事件を本案とする保全処分）

補助開始の審判事件を本案とする保全処分については、第二百二十六条第一項の規定を準用する。

■民法第28条（管理人の権限）

管理人は、第103条（権限の定めのない代理人の代理権の範囲）に規定する権限を超える行為を必要とするときは、家庭裁判所の許可を得て、その行為をすることができる。（以下略）

■民法第103条（代理人の権限）

権限の定めのない代理人は、次に掲げる行為のみをする権限を有する。

一 保存行為

二 代理の目的である物又は権利の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為

審判の主文例

「本人は、別紙物件目録記載の不動産につき財産の管理者の同意なくして、譲渡並びに質権、

抵当権及び質借権の設定その他一切の処分をしてはならない」

「関係人〇〇〇〇は、財産の管理者に対し、別紙記載の預金通帳及び同通帳に用いた届出済印

鑑を引き渡すこと」

③「後見命令」は、本来の申立てを先取りするもので、本人の財産上の行為につき、財産の管理者の後見を受けるべきことを命ずるものである（家事事件手続法第126条第2項）。財産の管理者には財産上の行為に対して取消権が付与される（家事事件手続法第126条第7項）。

「本人の行為について緊急に取消権を付与する必要がある時」はこの後見命令が併せて必要となる。また登記されるので印紙が必要となる。

審判の主文例

「本人は、後見開始の審判の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、財産上の行為（民法第9条ただし書に規定する行為を除く）につき、財産の管理者である申立人の後見を受けよ」

■家事事件手続法 第126条（後見開始の審判事件を本案とする保全処分）

2 家庭裁判所は、後見開始の申立てがあった場合において、成年被後見人となるべき者の財産の保全のため特に必要があるときは、当該申立てをした者の申立てにより、後見開始の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、成年被後見人となるべき者の財産上の行為（民法第9条ただし書に規定する行為を除く。第七項において同じ。）につき、前項の財産の管理者の後見を受けることを命ずることができる。

7 後見命令の審判があったときは、成年被後見人となるべき者及び第一項の財産の管理者は、成年被後見人となるべき者がした財産上の行為を取り消すことができる。この場合においては、制限行為能力者の行為の取消しに関する民法の規定を準用する。

- ④「保佐命令」の対象は民法第13条第1項の所定の行為に限られる。財産の管理者は所定の行為について同意権を付与され、本人が同意を得ずして行った場合は、取消することができる（家事事件手続法第134条第2項、同法第134条第5項）。

審判の主文例

「本人は、保佐開始の審判の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、民法第13条1項に規定する財産上の行為につき、財産の管理者である申立人の保佐を受けよ」

■家事事件手続法 第134条（保佐開始の審判事件を本案とする保全処分）

2 家庭裁判所（第百五条第二項の場合にあつては、高等裁判所）は、保佐開始の申立てがあつた場合において、被保佐人となるべき者の財産の保全のため特に必要があるときは、当該申立てをした者の申立てにより、保佐開始の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、被保佐人となるべき者の財産上の行為（民法第十三条第一項に規定する行為に限る。第五項において同じ。）につき、前項において準用する第二百二十六条第一項の規定により選任される財産の管理者（以下この条において単に「財産の管理者」という。）の保佐を受けることを命ずることができる。

5 保佐命令の審判があつたときは、被保佐人となるべき者及び財産の管理者は、被保佐人となるべき者が財産の管理者の同意を得ないでした財産上の行為を取り消すことができる。この場合においては、制限行為能力者の行為の取消しに関する民法の規定を準用する。

■民法第13条（保佐人の同意を要する行為等）

被保佐人が次に掲げる行為をするには、その保佐人の同意を得なければならない。ただし、第9条ただし書に規定する行為については、この限りでない。

- 一 元本を領収し、又は利用すること
- 二 借財又は保証をすること
- 三 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること
- 四 訴訟行為をすること
- 五 贈与、和解又は仲裁合意（仲裁法（平成15年法律第138号）第2条第1項に規定する仲裁合意をいう。）をすること
- 六 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること
- 七 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申し込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること
- 八 新築、改築、増築又は大修繕をすること
- 九 第602条に定める期間を超える賃貸借をすること

- ⑤「補助命令」の対象は、民法第13条第1項に規定する行為であつて、民法第17条第1項の申

立てにかかるものに限られる（家事事件手続法第143条第2項、同法第143条第5項）。

審判の主文例

「本人は、補助開始の審判の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、別紙行為目録記載の行為につき、財産の管理者である申立人の補助を受けよ」

■家事事件手続法 第143条（補助開始の審判事件を本案とする保全処分）

2 家庭裁判所（第百五条第二項の場合にあつては、高等裁判所）は、補助開始及び補助人の同意を得なければならない行為の定め申立てがあつた場合において、被補助人となるべき者の財産の保全のため特に必要があるときは、当該申立てをした者の申立てにより、補助開始の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、被補助人となるべき者の財産上の行為（民法第十三条第一項に規定する行為であつて、当該補助人の同意を得なければならない行為の定め

申立てに係るものに限る。第五項において同じ。)につき、前項において準用する第二百二十六条第一項の規定により選任される財産の管理者(以下この条において単に「財産の管理者」という。)の補助を受けることを命ずることができる。

5 補助命令の審判があったときは、被補助人となるべき者及び財産の管理者は、被補助人となるべき者が財産の管理者の同意を得ないでした財産上の行為を取り消すことができる。この場合においては、制限行為能力者の行為の取消しに関する民法の規定を準用する。

上記、審判の主文例は、最高裁判所監修「改正成年後見制度関係執務資料」から抜粋。

○ 保全処分を命ぜられ、財産管理者などを弁護士など第三者に依頼した場合の経費に留意が必要である。

○ 急迫の度合いによっては保全処分が開始されるまでに財産上の権利侵害などの問題が発生するおそれも考えられる。その際に、市町村等で本人の財産を管理する法律上の根拠として、民法でいう「事務管理」という考え方を援用する例もある。

○ 事務管理とは、「法律上の義務がないのに他人のためにその事務を処理する行為」をいうもので、その事務の性質に従って最も本人の利益に適するような方法で管理しなければならないとされる。

しかし、細部にわたる規定がなく、本人、相続人または法定代理人が管理をするまでは継続しなければならない、など運用上さまざまな困難が想定されるため、慎重な取り扱いが望まれる。

■民法第697条(事務管理)

義務なく他人のために事務の管理を始めた者は、その事務の性質に従い、最も本人の利益に適合する方法によって、そ

の事務の管理をしなければならない管理者は、本人の意思を知っているとき、又はこれを推知することができるときは、その意思に従って事務管理をしなければならない

■民法第700条(管理者による事務管理の継続)

管理者は、本人又はその相続人若しくは法定代理人が管理をすることができるに至るまで、事務管理を継続しなければならない。ただし、事務管理の継続が本人の意思に反し、または本人に不利であることが明らかであるときは、この限りではない。

⑨ 後見開始等の審判

(1) 審判の概要

○ 家庭裁判所調査官は本人の状況を調査したり、関係者に対して問い合わせなどを行う(家事事件手続法第58条)。

○ 調査官は照会書に対する回答を求め、また申立人、本人、関係者との面談による聞き取り調査を行う。申立人が提出した資料の内容についての申立人からの聞き取りは、参与員によって行われることもある(家事事件手続法第40条第3項)。

○ 照会書では、本人の生活状況(住所、居所)、本人の健康状態(療育手帳や精神保健福祉手帳の有無や内容)、本人の経歴(出生、最終学歴、結婚歴、病歴など)、配偶者・親・子・兄弟姉妹等の連絡先、本人の積極財産(金銭的価値のある財産)、本人の消極財

産（財産のうち借金などの負の部分である債務）、本人の収入（年金、給与等）、本人の支出（税金、社会保険料、医療費等）について回答することになる。

○ 後見、保佐では審判の過程において鑑定を行うものとされているが、明らかにその必要がないと認められる場合には、鑑定が省略されることがある。（最高裁判所事務総局家庭局によると、平成24年の後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件のうち、鑑定を実施したものは、全体の約10.7%であり、鑑定が省略されることが多くなっている。）

○ 鑑定に要する費用は、あらかじめ市町村長が予納し、その後正式に鑑定が依頼される。

○ なお、「補助」では鑑定は不要とされている。

<<必要な書類 部数 留意事項 費用>>

鑑定書 1 通

- ・ 補助については、一般的に医師の診断書で足りるとされる。ただ、判断能力の判定が困難な事案など、本人の状況によっては、鑑定が行われることがある。
- ・ 家庭裁判所が鑑定人を指定するが、本人の精神の状況について医学上の専門的知識を用いて判断することになるので、それを行うのにふさわしい者が選定される。
- ・ 鑑定書を作成する上での留意事項（鑑定書書式・記載ガイドライン・記載例等）については、「新しい成年後見制度における鑑定書作成の手引」（最高裁作成）を参考とし、事案に即した適切な鑑定書の作成が望まれる。
- ・ 鑑定書作成の費用については、検査料と鑑定人の報酬が含まれる。

※大分家裁の場合専門医により3万円から10万8000円程度である。

（コスモス病院物忘れ外来：大分大学神経内科木村Dr：3万円）

⑩ 後見開始等の審判

○ 成年後見制度における成年後見人等の選任の審判は、裁判手続の家事事件の審判事件に属する。審判事件は、裁判官が、当事者から提出された書類や家庭裁判所調査官が行った調査の結果等種々の資料に基づいて判断し決定する。この決定を「審判」と言う。

○ 家庭裁判所は、民法第843条(成年後見人の選任)、第876条の2(保佐人の選任)及び876条の7(補助人の選任)の規定に基づき、後見開始等の審判を行い職権で成年後見人等を選任する。

○ 家庭裁判所は、成年後見人等を選任する場合次の事項を考慮しなければならないことが規定されている。（民法第843条第4項、同法第876条の2第2項及び同法876条の7第2項）

- ①本人の心身の状態並びに生活及び財産の状況
- ②成年後見人等となる者の職業及び経歴
- ③本人との利害関係の有無（成年後見人等となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と本人との利害関係の有無）
- ④本人の意見その他一切の事情

■民法第843条（成年後見人の選任）

家庭裁判所は、後見開始の審判をするときは、職権で、成年後見人を選任する。

（中略）

- 4 成年後見人を選任するには、成年被後見人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、成年後見人となる者の職業及び経歴並びに成年被後見人との利害関係の有無（成年後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と成年被後見人との利害関係の有無）、成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければならない。

■民法第876条の2（保佐人の選任）

家庭裁判所は、保佐開始の審判をするときは、職権で、保佐人を選任する。

- 2 第843条第2項から第4項まで及び第844条から第847条までの規定は、保佐人について準用する。

3（略）

■民法第876条の7（補助人の選任）

家庭裁判所は、保佐開始の審判をするときは、職権で、補助人を選任する。

- 2 第843条第2項から第4項まで及び第844条から第847条までの規定は、補助人について準用する。

3（略）

⑪ 即時抗告と審判の確定

- 後見開始等の審判に対しては、申立権者等は不服申立（即時抗告）をすることができる（家事事件手続法第123条第1項1号）。なお、後見人選任の部分（誰を後見人に選任したか）については、即時抗告できない。
- 後見開始の申立ては、審判がなされる前であっても、家庭裁判所の許可を得なければ取り下げることはできない（家事事件手続法第121条1号）。保佐、補助開始の申立てについても同様である（家事事件手続法第133条、第142条により準用）。
- 後見開始等の審判（審判の取消し）の申立てが却下された場合も、申立人は即時抗告することができる（家事事件手続法第123条第1項2号）。即時抗告できる期間は告知のあった日から2週間とされている（家事事件手続法第86条）。

■家事事件手続法第123条（即時抗告）

次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者（第一号にあっては、申立人を除く。）は、即時抗告をすることができる。

- 一 後見開始の審判 民法第七条 及び任意後見契約法第十条第二項 に規定する者
- 二 後見開始の申立てを却下する審判 申立人
- 三 後見開始の審判の取消しの申立てを却下する審判 民法第十条 に規定する者
- 四 成年後見人の解任の審判 成年後見人
- 五 成年後見人の解任の申立てを却下する審判 申立人、成年後見監督人並びに成年被後見人及びその親族
- 六 成年後見監督人の解任の審判 成年後見監督人

- 七 成年後見監督人の解任の申立てを却下する審判 申立人並びに成年被後見人及びその親族に 審判の告知を受ける者でない者による後見開始の審判に対する即時抗告の期間は、民法第八百四十三条第一項の規定により成年後見人に選任される者が審判の告知を受けた日（二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日）から進行する。
- 家事事件手続法第121条（申立ての取下げの制限）
 - 一 後見開始の申立て
 - 家事事件手続法第133条（成年後見に関する審判事件の規定の準用）

第百十九条の規定は被保佐人となるべき者及び被保佐人の精神の状況に関する鑑定及び意見の聴取について、第百二十一条の規定は保佐開始の申立ての取下げ及び保佐人の選任の申立ての取下げについて、第百二十四条の規定は保佐の事務の監督について準用する。
 - 家事事件手続法第142条（成年後見に関する審判事件の規定の準用）

第百二十一条の規定は補助開始の申立ての取下げ及び補助人の選任の申立ての取下げについて、第百二十四条の規定は補助の事務の監督について準用する。
 - 家事事件手続法第86条（即時抗告期間）

審判に対する即時抗告は、特別の定めがある場合を除き、二週間の不変期間内にしなければならない。ただし、その期間前に提起した即時抗告の効力を妨げない。
- 2 即時抗告の期間は、特別の定めがある場合を除き、即時抗告をする者が、審判の告知を受ける者である場合にあってはその者が審判の告知を受けた日から、審判の告知を受ける者でない場合にあっては申立人が審判の告知を受けた日（二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日）から、それぞれ進行する。
- 家庭裁判所は成年後見人等に後見開始等の審判の告知を行う（家事事件手続法第122条第2項）とともに、後見開始の審判がされた時、本人に対し通知しなければならない（家事事件手続法第122条第1項）。保佐開始、補助開始の審判においては保佐人等に告知される（家事事件手続法第131条1号、同第140条1号）とともに、本人にも告知される（家事事件手続法第74条第1項）。
- 即時抗告がなされずに2週間が過ぎた場合には審判は確定する。
後見開始等の審判は、確定しなければ効力を生じない（家事事件手続法第74条第2項）。
- 家事事件手続法第122条（審判の告知等）

後見開始の審判は、成年被後見人となるべき者に通知しなければならない。この場合においては、成年被後見人となるべき者については、第七十四条第一項の規定は、適用しない。
- 2 次の各号に掲げる審判は、第七十四条第一項に規定する者のほか、当該各号に定める者に告知しなければならない。
- 一 後見開始の審判 民法第八百四十三条第一項の規定により成年後見人に選任される者並びに任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第五十号。以下「任意後見契約法」という。）第十条第三項の規定により終了する任意後見契約に係る任意後見人及び任意後見監督人
 - 二 後見開始の審判の取消しの審判 成年後見人及び成年後見監督人
- 家事事件手続法第131条（審判の告知）

次の各号に掲げる審判は、第七十四条第一項に規定する者のほか、当該各号に定める者に告知しなければならない。

一 保佐開始の審判 民法第八百七十六条の二第一項の規定により保佐人に選任される者並びに任意後見契約法第十条第三項の規定により終了する任意後見契約に係る任意後見人及び任意後見監督人

■家事事件手続法第140条(審判の告知)

次の各号に掲げる審判は、第七十四条第一項に規定する者のほか、当該各号に定める者に告知しなければならない。

一 補助開始の審判 民法第八百七十六条の七第一項の規定により補助人に選任される者並びに任意後見契約法第十条第三項の規定により終了する任意後見契約に係る任意後見人及び任意後見監督人

■家事事件手続法第74条(審判の告知及び効力の発生等)

審判は、特別の定めがある場合を除き、当事者及び利害関係参加人並びにこれらの者以外の審判を受ける者に対し、相当と認める方法で告知しなければならない。

2 審判(申立てを却下する審判を除く。)は、特別の定めがある場合を除き、審判を受ける者(審判を受ける者が数人あるときは、そのうちの一人)に告知することによってその効力を生ずる。ただし、即時抗告をすることができる審判は、確定しなければその効力を生じない。

(以下略)

⑫ 法定後見の開始

- 家庭裁判所から東京法務局に審判の内容が通知(登記の嘱託)される。
- 東京法務局の登記ファイル(コンピュータシステム)に審判の内容のうち所定の事項が記録され、登記が完了すると、後見人等の請求により、その内容を証明する「登記事項証明書」が発行される。
- 家庭裁判所が職権を発動した場合は、申立て費用について本人(成年被後見人等)に求償する。
- 申立て費用を求償したが、全額認められない場合や職権が発動されない場合において、臼杵市が負担した額については、国庫補助制度「成年後見制度利用支援事業」の趣旨に基づき、補助金交付申請を行うことができる。
- 成年後見人等の報酬については、成年後見人等が後見事務の過去分について報酬付与の審判の申立てを行ったうえで、家庭裁判所は後見事務の量や内容、本人の資産などの事情を斟酌して決定し、その報酬は本人の財産の中から支払われることが原則となっている。
- 成年後見人等の報酬についても国庫補助制度「成年後見制度利用支援事業」の趣旨に基づき、補助金交付申請の対象とすることができる。
- 老人福祉法等に基づくやむを得ない措置を行っていた場合は、成年後見人等による契約への移行が必要となる場合がある。